

東京版新型コロナ見守りサービスに係る二次元コード発行システムに関する利用規約

東京都が運営する LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート@東京」を活用した「東京版新型コロナ見守りサービス」における二次元コードの発行に当たり、以下のとおり、事業者に対して二次元コードの発行を行うシステム（以下「本システム」という。）の利用規約を定めます。

なお、店舗、施設又はイベント（以下「店舗等」という。）の利用者に対しては、別途定める東京都 LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート@東京」利用規約を適用します。

第1条 目的

東京都が本システムを活用して新型コロナウイルス感染症に係る感染情報の通知を行うことで、事業者が運営する店舗等の利用者に対して安心や信頼を提供できるようにします。

第2条 申請

二次元コードの登録・発行を希望する事業者は、東京都が設置する申請フォームから必要事項を入力し、東京都に申請します。

第3条 申請要件

申請の対象は東京都内で運営する店舗等とします。

第4条 登録情報

事業者は二次元コードの発行を受ける際、申請フォームにおいて次に掲げる情報を登録します。

- (1) 業態
- (2) 店舗等の利用規模数
- (3) 店舗等の名称
- (4) 店舗等の住所
- (5) 店舗等の電話番号
- (6) 店舗等のメールアドレス

第5条 二次元コードの発行

東京都は、事業者からの申請を受け、二次元コードの電子データを発行します。ただし、申請内容が虚偽であった場合、その他東京都が不適切と判断した場合は、発行した二次元コードを取り消し、既に掲示したものについて撤去及び廃棄を命じます。

第6条 二次元コードの発行後の責務

二次元コードの発行を受けた事業者は、二次元コードを店舗等の利用者が閲覧しやすい場所に掲示するとともに、利用者に二次元コードを読み取らせるように促します。

- 2 事業者は発行を受けた二次元コードを適切に管理します。

第7条 感染情報の通知

事業者は、保健所の調査により新型コロナウイルス感染症の患者クラスターが店舗等で発生したと判断された場合は、必ず保健所と相談の上、通知の文面や通知対象とすべき利用日時の範囲を決め、東京都又は東京都が指定する受託者に感染情報の通知を依頼します。

第8条 免責事項

東京都は、申請を受けて発行した二次元コードの内容及び本システムにつき、事実上又は法律上の瑕疵がないこと、本システムが常時正常に稼働することを保証しません。また、事業者に対して、かかる瑕疵を除去して二次元コード及び本システムを提供する義務を負いません。

- 2 東京都は、本システムの利用又は未利用により事業者が生じる損害について、賠償責任を負いません。
- 3 東京都は、二次元コード及び本システムに関連して、事業者と利用者又は第三者との間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

第9条 禁止事項

本システムの利用においては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 他の事業者の情報又は虚偽の情報により二次元コードの発行を受ける行為
- (2) 発行を受けた二次元コードを他の事業者や店舗等の利用者以外の者に貸与、譲渡、販売又は再配布する行為
- (3) 発行を受けた二次元コードを不特定多数が閲覧できる SNS やインターネット上に掲載するなどし、店舗等の利用者以外の者が二次元コードを読み取れる状態にする行為
- (4) 発行を受けた二次元コードを加工、編集又は改ざんする行為
- (5) 本システムの管理及び運営を故意に妨害し又は破壊する行為
- (6) 本システムに対し、不正なアクセスを行い又はコンピュータウイルスを送付する等の行為
- (7) 第三者の設備等又は本システム用の設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (8) 東京都の許可なく二次元コードの発行を受けるための申請フォームへのリンクを掲載する行為
- (9) その他法令等に反すると認められる行為

第10条 個人情報の取扱い

申請フォームから入力した事業者の個人情報等については、東京都個人情報の保護に関する条例及び別途定める「東京都 LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート@東京」個人情報保護方針（個人情報の取扱）」をあわせて適用します。

第11条 利用規約の変更

東京都は、必要があると認めるときは、事業者への通知を行うことなく、本利用規約を変更することができます。事業者は、利用の都度本利用規約の確認を行います。

第12条 登録情報の抹消

東京都は新型コロナウイルス感染症が収束した場合その他東京都が必要と認めた場合は、登録した事業者の情報を抹消します。

第13条 本システムの終了

本システムは、新型コロナウイルス感染症が収束するなどにより、東京都が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがあります。

第14条 準拠法及び管轄裁判所

本利用規約は日本法に準拠します。また、事業者と東京都との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和4年4月18日制定